

大分県報

令和三年
第一七八号
二月二日

（火曜日）

目次

告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の休止……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の再開……………二
- 生活保護法等による指定医療機関の再開……………二
- 土地改良区の定款変更認可……………二
- 道路区域の変更（三件）……………二
- 道路の供用開始……………四
- 港湾計画の変更の概要……………四
- 政府調達に関する苦情の処理手続の一部改正……………四
- 大分県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正……………五
- 県営土地改良事業の工事の完了……………五

告示 示

大分県告示第七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和三年二月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和三年二月二日

大分県報（告示）

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションボスール	合同会社翼	別府市駅前本町一〇―二垣迫アパート二〇三	令二・一一・二
あゆみ調剤薬局扇山店	株式会社エスケイエス	別府市扇山三組―二	令三・一・一
一向堂薬局	有限会社一向堂薬局	由布市庄内町柿原二八一―一〇	〃
きつき眼科	医療法人恵英会きつき眼科	杵築市大字杵築六六五番地一五〇	〃
訪問看護ステーションエミナス鉄輪	株式会社BLS	別府市大字鉄輪六二八番地の三	令二・一二・一
永富調剤薬局はさまジャスコ前店	株式会社永富調剤薬局	由布市挾間町北方字下角五三番地	令二・八・一

大分県告示第七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があった。

令和三年二月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	休止年月日
ミトライクリニック	御手洗 俊三	佐伯市蒲江大字蒲江浦二四九四―一	令二・一一・二〇

大分県告示第七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和三年二月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称 開設者の氏名 所在地 廃止年月日

つるみ調剤薬局 M 株式会社TEA 別府市大畑二組一飛鳥ビル1F 令二・一・二二

佐伯調剤薬局 一般社団法人佐伯市医師会 佐伯市常盤西町一〇番一五号 令二・一〇・三一

岩永レディスクリニック 医療法人コラソ 別府市野口中町四番二三号

大分県厚生連しおはま診療所 大分県厚生農業協同組合連合会 杵築市大字大内字塩浜七七〇三番地の四

縄田内科 縄田 和雄 中津市豊後町八四一番地 令二・九・三〇

大分県告示第七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から再開の届出があった。

令和三年二月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称 開設者の氏名 所在地 再開年月日

ミタライクリニックス 御手洗 俊三 佐伯市蒲江大字蒲江浦二四九四一 令二・一二・二五

大分県告示第八十号 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和三年二月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名 所在地 認可年月日

世利川井路土地改良区 大分市 令二・一・二二

大分県告示第八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。その関係図面は、令和三年二月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年二月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名 区間 区域変更前後別 敷地の幅員 延長 備考

竹田市大字会々字平一二〇三番地先から竹田市大字会々字千引五番六まで 前 A 二七・〇 後 B 二七・〇

竹田市大字会々字平一二三八番三から竹田市大字会々字千引五番六まで 前 B 五七・〇 後 B 五七・〇

県道竹田直入線 竹田市大字会々字平一二三八番三から竹田市大字会々字千引五番六まで 後 B 五七・〇

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

大分県告示第八十二号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、令和三年二月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和三年二月二日		
竹田市大字植木字高尾二〇〇四番一から竹田市大字植木字馬場二六四三番四まで		
後	前	
B	B	A
四六・五 〃 九・〇	四六・五 〃 九・〇	三三・〇 〃 五・〇
五〇八・〇	五〇八・〇	六〇六・七

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名		区 間		区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道万田四日市線		中津市大字福島字脇小路二四二〇番三から 中津市大字福島字原田二二八八番地先まで	中津市大字福島字脇小路二四二〇番三から 中津市大字福島字原田二二八八番まで	前	一・一・九 〃 一〇・〇	二〇四・二メートル
県道百枝大野線		豊後大野市三重町百枝字陣箱一七六四番四から 豊後大野市三重町百枝字長清津留一六八一番七まで	豊後大野市三重町百枝字陣箱一七六四番四から 豊後大野市三重町百枝字長清津留一六八一番七まで	前	四・五・三 〃 八・二	八〇・〇
		後	前	後	一七・六 〃 一〇・三	二〇四・二
		後	前	後	五・四・七 〃 一〇・六	七九・五

大分県告示第八十三号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、令和三年二月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和三年二月二日		
大分県知事 広 瀬 勝 貞		

道路の種類及び路線名

道路の種類及び路線名		区 間		区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道山香院内線		宇佐市院内町二日市字平原一一一番六地内	宇佐市院内町二日市字平原一一一番五から 宇佐市院内町二日市字平原一一一番二まで	後	二〇・五 〃 一八・三	一五・五
		宇佐市院内町二日市字平原一二五番一〇から 宇佐市院内町二日市字平原一二七番四まで	宇佐市院内町二日市字平原一二五番四から 宇佐市院内町二日市字平原一二六番一まで	前	一三・一 〃 九・二	五四・一
		宇佐市大字山口字深水越二二九番三から 宇佐市大字山口字深水越二三四番三まで	宇佐市大字山口字深水越二二九番一から 宇佐市大字山口字深水越二二九番一	前	一四・五 〃 九・七	二九・三
		後	前	後	一八・七	二九・三

県道円座中津線
宇佐市大字山口字深水越二三四番一
まで

宇佐市大字山口字深水越二二七番三
から
宇佐市大字山口字深水越二二六番三
まで

宇佐市大字山口字深水越二二六番一
地内

後 二二・四
一六・二

前 二一・三
一・二

二八・五

大分県告示第八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年二月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年二月二日

大分県知事 広 瀬 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

中津市大字福島字脇小路二四二〇番三から
中津市大字福島字原田二二八八番まで

県道万田四日市線

中津市大字永添字鍛冶屋ノ下一〇〇六番四か
ら
中津市大字永添字鍛冶屋ノ下九八五番四〇ま
で

令三・二・二

県道百枝大野線

豊後大野市三重町百枝字陣箱一七六四番四か
ら
豊後大野市三重町百枝字長清津留一六八一番
七まで

大分県告示第八十五号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定により、次のとおり佐伯港湾計画の変更の概要を告示する。

令和三年二月二日

大分県知事 広 瀬 貞

港湾計画の変更の概要

佐伯港湾計画について、大規模自然災害発生時における緊急物資輸送網を確保し被災者の生活維持に最大限寄与するため、変更した事項は、次のとおりである。

1 大規模地震対策施設計画

地区名 女島 内容

水深一四メートル 岸壁一バース 延長二四〇メートル「既定計画の変更計画」
道路
臨港道路 女島一号线「既設」

起点 女島ふ頭 終点 臨港道路 女島三号线 二車線

臨港道路 女島三号线「既設」

起点 臨港道路 女島一号线 終点 国道三八八号 二車線

二 港湾計画の縦覧の場所

大分市大手町三丁目一番一号
大分県土木建築部港湾課

大分県告示第八十六号

政府調達に関する苦情の処理手続(平成八年大分県告示第五百八十四号)の一部を次のように改正する。

令和三年二月二日

大分県知事 広 瀬 貞

第二の一中「千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書」を「二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書」によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

大分県告示第八十七号

大分県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成八年大分県告示第五百八十五号）の一部を次のように改正する。

令和三年二月二日

大分県知事 広瀬 勝貞

第一条中「千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書」を「二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定」に改める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

○公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和三年二月二日

大分県知事 広瀬 勝貞

事業名	着手年月日	完了年月日
県営中山間地域総合整備事業 (農業用排水施設整備) (荻(大谷ダム)地区)	平一八・四・一三	平二七・三・四

令和三年二月二日

大分県報(告示・公告)